

名張市シティプロモーション動画制作業務委託
業務概要説明書

1 件名

名張市シティプロモーション動画制作業務委託

2 業務の目的

名張市の魅力が効果的に伝わる動画を制作し、市内外に向けて発信することで、本市の知名度向上とイメージアップを図ることを目的とする。

3 履行期限

令和8年3月31日

4 制作概要

名張市の魅力（人と人のつながり、自然環境、歴史文化、観光資源など）を素材として活用し、本市のことを知らない、また、本市の魅力に気付いていない人に対して、名張市とはどのようなまちなのかを示す動画を制作する。

5 動画発信媒体

動画配信サイトをはじめとする各種SNS、本市ホームページ、市庁舎内デジタルサイネージなどのオウンドメディア、移住定住に係るイベントや行政視察等での本市の紹介などを想定している。

6 業務の内容

(1) 企画立案

- ・ プロポーザルでの企画提案内容を基に、本市と協議し構成を決定すること。
- ・ 受託者は、本市が内容を齟齬なく理解できるよう、必要に応じて絵コンテ等の資料を用意すること。
- ・ 取材、撮影に必要なスタッフ、出演者、機材、車両及び消耗品等の手配及び管理の一切を行うこと。また、撮影にあたり必要となる関係者及び関係場所の撮影許可取得及び日程調整等、撮影に必要な手続きの一切を行うこと。
- ・ 受注者が手配する出演者以外で、市民エキストラや協力者などの

出演について、また、祭りや行事などの撮影について、本市は可能な協力をする。

- ・本業務に使用する映像は、基本的に新たに撮影するものとするが、業務期間の中で撮影が難しい季節の映像等、本市との協議の上、受託者が準備する既存の映像を使用してもよいものとする。また、市が所有する画像や動画等についても同様に、撮影や入手が困難な場合等において、本市との協議の上、使用してもよいものとする。

(2)映像構成

- ・本市の魅力を短時間で伝えられるよう工夫された、訴求効果の高い映像作品を制作すること。
- ・本編及びダイジェスト版を1本ずつ制作すること。
- ・映像完成までに本市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

(3)映像仕様

動画の長さや画質については、下表のとおりとする。

長さ	・本編 5分程度 ・ダイジェスト版 30秒～1分程度 ※概ねの作品時間を示すが、企画提案内容を基に、本市と協議の上決定する。
画質等	画質：4K（3840×2160）及び1920×1080 ファイル形式：MP4 ※詳細は本市と協議の上、決定する。

7 成果品

動画の納品にあたっては、下表の形式で納品すること。また、本市からの要請に基づき、動画の納期や手法について、柔軟に対応すること。

動画配信サイト掲載用データ一式	MP4形式での動画配信データとして記録媒体で納品すること。
動画素材データ一式	テロップ等の編集がなされていない動画素材をMP4形式で記録媒体で納品すること。 ※本市が動画素材を再編集して使用する場合があります。
納品方法	DVD 5枚

	いずれのデータも「6 業務の内容（3）映像仕様」に掲げる内容ごとに保存すること。また保存されているデータについては、一般的な P C で複製が可能な形式にすること。
提出先	名張市鴻之台 1-1 名張市 なばりの未来創造部 広報シティプロモーション推進室

8 成果物に関する権利の帰属

- （1）本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- （2）本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、著作権隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下これらを「著作権等」という。）は本市に帰属するものとする。
- （3）受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- （4）成果物等に、第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は受託者が当該著作物の使用に必要な一切の手続きを、受託者において費用を負担し、受託者が行うこと。

9 留意事項

- （1）委託業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- （2）受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- （3）委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- （4）受託者は、委託業務の履行に当たり自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （5）受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うもの

とする。

- (6) 本市が受託者を決定した後、契約に当たりこの業務概要説明書に定める事項に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく本市と協議を行うものとする。
- (7) 本業務概要説明書に定めるもののほか、受託者の企画提案内容についても、適切に履行すること。